

意見書

平成25年12月17日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成25年12月17日に開催した平成25年度第7回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業5箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

5番 一般国道166号^{たびき}田引バイパス

6番 一般国道260号^{きたに}木谷拡幅

5番については、平成6年度に事業に着手し、平成15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

6番については、平成16年度に事業に着手し、その後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、5番、6番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。

(2) 道路事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 一般国道163号^{みなみこうじ}南河路バイパス

503番 一般国道260号^{しま}志摩バイパス

504番 一般国道311号^{はたすいそざき}波田須磯崎バイパス

502番については、平成6年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。

503番については、昭和63年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。

504番については、平成2年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。

る。

今回、審査を行った結果、502番、503番、504番について、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(3) 道路事業の費用対効果分析に用いる交通量については、データの根拠と算出のプロセスを、解りやすく論理的に説明されたい。

事後評価においては、再評価時の費用・便益に関わる種々の予測値と導出プロセスを示し、事後評価における実現値と比較して評価されたい。